

# 社会福祉法人えどがわ 運営委員会運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えどがわ（以下「法人」という。）の運営委員会の運営  
に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 運営委員会は、理事長が指名する理事、評議員、監事をもって構成する。  
2 運営委員会には、必要に応じて法人職員及び行政機関の職員等関係者を出席させることができる。

(権限)

第3条 運営委員会は、理事長の諮問に応じ、法人・各施設の運営に関し助言し、また、意見を述べることができる。

(報告)

第4条 運営委員会の審議内容、結果等は理事会及び評議員会に報告しなければならない。

## 第2章 運営委員会の招集

(招集)

第5条 運営委員会は、必要に応じて理事長が招集する。  
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が招集する。  
3 運営委員会を招集するときは、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

## 第3章 運営委員会の議事

(議長)

第6条 運営委員会の議長は、理事長がこれに当たる。  
2 前項にかかわらず、理事長がやむを得ない事情で欠席した場合は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(決議)

第7条 運営委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。

(報告の省略)

第8条 理事長が理事、監事及び評議員の全員に対し、報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会及び評議員会へ報告することを要しない。

(議事録)

第9条 運営委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成することを原則とする。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、運営委員2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 議事録には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 運営委員会に出席した運営委員の氏名

#### 第4章 補則

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年5月24日から施行する。